# あいおいニッセイ同和損保

事例から学ぶ

# 介護事業者の事故対応

## グループホームの行方不明事故防止対策

一建物を囲うと利用者の自由を奪うことになる? —

#### ■利用者が3人も相次いで行方不明に

Mグループホームは一戸建ての住宅を借り受けて、昨年開設した施設です。「認知症になっても普通の生活を」が運営の理念であり、長年利用者が暮らしてきた生活を継続するためには、住環境や生活習慣を変えないことが大切だと考えています。

建物の周囲には門・塀・垣などが一切無いため、行方不明を心配する家族に、運営者は「建物を塀や垣で 囲ってしまうと利用者の行動を制限することになる」と説明していました。

ところが、開所から半年間で利用者が相次いで3人も行方不明となったため、家族から「行方不明を発生させないで欲しい。そもそも敷地外に簡単に出られるのはおかしい」と抗議を受けました。それでも、運営者は「利用者の行動を予測して職員がきちんと見守りをすれば行方不明は防げるはず」として、抗議を聞き入れませんでした。開所から8か月経過したある日、以前にも行方不明になったMさんが再び玄関から外へ出ていき、行方不明になりました。Mさんは、午後3時ころになると毎日外へ出かけようとしてソワソワするため、職員が交代で見守りをしていましたが、ちょっと目を離した隙に玄関から出て行ってしまったのです。Mさんは翌々日に隣の町で転倒して骨折しているところを発見されて入院しました。2度目の行方不明事故で感情的になった家族は、「再三忠告したにもかかわらず何の対策も講じなかったのは、介護事業の運営者としての資質を疑う」と市に苦情申し立てをしました。

### どのように対応すれば良かったのでしょうか?

### 建物の周囲に門・塀・垣があるのは普通の生活である

### [事例から学ぶ対応のポイント]

### ■"利用者の行動を制限する"とは・・・

介護保険指定基準には身体拘束禁止について、次のように定めています。「サービスの提供にあたっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為を行ってはならない」と。ですから、身体拘束に該当しなくても、利用者の行動を制限することはできません。



しかし、刑法の緊急避難の規定と同様に、行動を抑制することで発生する弊害が行動抑制によって得られる 安全の重さと比べて少ないのであれば、行動を抑制することはできると考えられます。

私たちは自分の居宅の環境を考えた時、玄関に鍵がかかっていて鍵を開けないと外に出られないという環境は、それほど特殊な環境ではありません。また、防犯上の理由からも一戸建ての住宅の周囲には門・塀・垣など遮蔽物があることも"普通の生活環境"です。ですから、運営者が殊更に強調する「行動の自由が損なわれる」という主張は必ずしも正しいとは言い難いのです。

#### ■門扉に閂(かんぬき)が付いていたら

さて、運営者は利用者の生命を守ること、行動の自由も守ることを考えています。では、 どうすれば両者が成り立つでしょうか?通常一戸建ての住宅の門扉には、防犯用の鍵や門 が付いています。門は内側に付いているため、不審者が外から回しにくいようになってい ます。

グループホームの周囲にフェンスや垣を造って、門扉に閂を付ける・・・。利用者は玄関を出ても、門扉の前で立ち止まり、閂を外すのに時間がかかるかもしれません。その間に職員が気づく可能性もあります。普通の生活にも安全対策の導入が急がれます。



住宅の門に付いている閂錠

#### 発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 マーケット開発部 市場開発室 担当 堀江・高橋 TEL 03-5789-6456 担当課·支社 代理店

株式会社福祉施設共済会 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル 電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882